

8 訪日外国人旅行者の受入環境整備の充実について

日本を訪れる外国人旅行者は増加の一途を辿っており、2016年には2,400万人を超え、今後は、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、更なる訪日外国人旅行者数の増加が見込まれる。

こうした中、国においては、訪日外国人旅行者数4,000万人(2020年)、6,000万人(2030年)の実現に向けて、滞在時の快適性及び観光地の魅力向上並びに観光地までの移動円滑化を図るため、外国人旅行者の受入環境の整備に関する補助事業を行っている。

この補助事業は、都道府県や市町村、民間事業者が各地域において、主体的に外国人旅行者の受入環境整備を進めていくに当たって大きなインセンティブになっているが、補助の対象となっているエリアや施設が限定されているなどの課題がある。

そのため、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、自治体や民間事業者による受入環境整備を更に加速していくためには、この補助事業の使い勝手を向上させ、制度を充実することが必要であるため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 訪日外国人旅行者が快適・円滑に滞在・移動できる環境の整備を促進するため、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金に係る予算規模を拡充すること。
- 2 訪日外国人旅行者が日本で快適に過ごせる環境の整備を促進するため、宿泊施設や観光案内所等の整備に係る補助事業の補助率を1/2へ引き上げること。

- 3 補助対象事業者が事業に取り組みやすい環境を整えるため、宿泊事業者に対する補助上限の撤廃又は引上げ、及び客室部分に対する整備の補助対象への復活に加え、協議会構成宿泊事業者数や補助金交付回数制限の緩和、観光拠点情報・交流施設等に係る立地要件の撤廃など、補助事業の使い勝手の向上を図ること。